

第3章 協働による景観まちづくりの推進

景観計画の目標である「自然と人の営みが育む、歴史と文化の景観づくり」の実現のためのまちづくり行為全般を「景観まちづくり」と呼ぶこととします。

ここでは、景観まちづくりを進めていくため方針を整理します。

1. 景観まちづくりの促進

(1) 景観に対する関心や意識の啓発

豊前市固有の多様な景観を守り、育て、活かし、つないでいくためには、地域住民や事業者が景観に関心を持ち、活動を行うことが大切です。

市民主体の景観まちづくりを進めていく第一歩として、多くの市民が豊前市の景観の現状に気づき、景観に対する関心や良好な景観をつくっていかうという意識を持ってもらう必要があります。

そのために、市の優れた景観資源の紹介や身近な景観形成活動を紹介する、便りやパンフレットの作成・配布やホームページへの掲載、イベントや講習会、コンテストなどで、景観への関心を高め、など、市民意識を啓発する取り組みを推進します。

○市民の関心・意識を高める啓発施策（例）

- ・景観だより
- ・景観に関するパンフレットの作成・配布
- ・ホームページの充実
- ・景観写真展

(2) 景観まちづくりへの参加の促進（市民意識の育成支援施策）

景観に関心を持った市民が、主体的に景観まちづくりの具体的な活動を進めていくよう、その芽ばえた意識をさらに高めるとともに、景観まちづくりの活動に参加しやすい場をつくっていく必要があります。

そのために、学校や公民館などと連携し、学校教育、生涯学習、環境学習、など様々な場面を通じて、あらゆる世代への教育活動、環境や景観の学習機会を提供し、意識をさらに高めるとともに、伝統文化の継承など、様々な場面・機会を活用した市民参加型のイベントの実施や参加型学習、教育活動等の取り組みを推進します。

○市民意識を育成し、参加を支援する施策（例）

- ・景観まち歩き、資源調査
- ・違法広告一掃イベント
- ・景観シンポジウム
- ・景観出前講座 等
- ・学校での景観授業
- ・景観サポーター
- ・地域の祭りの推進等

(3) 景観まちづくりの仕組みづくりと活動への支援

市民が主体となった景観まちづくりの取り組みとしては、居住地や商店街など一定の地区の良好な景観を保全・創出するためのルールづくりを行う活動や、地域での花植えや里山保全ボランティアなど具体的に景観を守り育てる取り組みを行う景観保全・形成活動、その他、地域での神楽や祭りを継承するなかで地域の絆を強くしていく取り組みなど、様々な活動が考えられます。

このような取り組みに対して、ルールづくりに関する制度の紹介やルールの締結に対する助言などの支援や、地域や団体の活動組織に対する支援を行っていきます。

また、積極的に活動し継続的に成果をあげる取り組みを行った地域や団体に対して、助成や表彰を行うなどの支援を行うことを検討します。

○ルールづくりを支援する施策（例）

- ・地域における良好な景観形成についてのルール締結を目的とした、景観まちづくり協議会（仮称）の設立に対する支援と認定
- ・認定した組織への情報提供や専門家の派遣など、ルールづくりとその締結活動に対する助言・指導
- ・景観協定制度（景観法）、地区計画などの制度についての啓発、積極的な活用への支援
- ・ルールづくりのベースとなるガイドラインの策定、提供
- ・地域のルールと連携した公共事業の実施などの支援

○景観保全・形成活動を支援する施策（例）

- ・花植え活動や美化活動など、一定の場所の良好な景観を保全・創出することを目的とする景観市民団体（仮称）の結成に対する支援と認定
- ・認定した団体への専門家の派遣や活動助成
- ・優良な活動を行う団体の表彰

2. 景観まちづくり活動の活性化と連携

(1) 多様な景観まちづくり活動の紹介と参加呼びかけ

豊前市内や周辺市町では、すでにNPO・まちづくり団体など多様な主体が景観まちづくりに取り組み、地域の活性化を進めています。

このような市民主体の景観まちづくりの活動の輪を広げ、活発にしていくため、これらの身近な景観形成活動を広く市民に紹介するとともに、活動への参加を促していきます。

○景観まちづくり活動を行っている団体（例）

- ・商工会議所
- ・NPO 法人 くぼて
- ・NPO 法人 プロジェクト・ボダイ
- ・NPO 法人 森の学校
- ・岩屋壮年会
- ・くぼて夢倶楽部
- ・豊前市史跡ガイドボランティアの会
- ・やまぼうし
- ・特定非営利活動法人 故郷創環未来研究所

(2) 景観まちづくり活動の連携促進

市内外の多様な活動団体間の連携・協力を促進するなど、景観まちづくりの活動を活性化させる施策を推進します。

3. 景観まちづくりの仕組みの確立

(1) それぞれの主体の役割

景観は、道路や河川等の公共空間と住宅や商業施設などの私有空間が一体となって作り出されるものであるため、市民、地域団体やNPO等、事業者、行政それぞれが、美しい豊前市の景観づくりを合言葉に、それぞれの責任と役割を果たしながら、協働して景観まちづくりを進めていくことが重要です。

協働による景観まちづくりを推進するため、市民、地域団体・NPO等、事業者、行政が、それぞれ以下の役割を担うものとします。

①市民の役割

市民は、自らが良好な景観の形成を担う主体であることを認識し、自発的に景観づくりに取り組むとともに、地域のルールを遵守し、身近な清掃活動などに積極的に参加することが望まれます。また、市が実施する施策に協力することが大切です。

②地域団体・NPOの役割

景観づくりの実践的活動の中心となって推進する担い手であり、同時に次の担い手となる人材の育成に努めることが望まれます。また景観整備機構の指定を積極的に進めます。

③事業者の役割

事業者は、事業活動を通じて、地域における良好な景観形成に資するよう、地域のルールを遵守し、景観づくりへの積極的な参加と支援を推進するよう努めるとともに、市が実施する施策や市民と協力することが大切です。

④公共施設管理者の役割

景観に配慮した施設の整備・管理を行うことが望まれます。

⑤行政の役割

景観づくりの基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施します。施策の実施にあたっては、先導的な役割を担うとともに、市民や事業者の意見が反映されるよう努めます。また、景観づくりの普及・啓発・活動支援に努めるとともに、定められたルールの指導を行います。

(2) それぞれの主体の連携

協働による景観まちづくりを推進するため、地域において景観形成にかかわりをもつ地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政など様々な立場の関係者が連携し、協議・調整を図りながら、課題解決を図っていくことが重要です。

このため、以下のような連携を図るものとします。

- ①多様な主体が参加する体制を構築し、定期的に会合を持ち、情報交換や協議を行う。
- ②景観上影響の大きい建築・建設などの行為や公共事業について、地域住民、地域団体・NPO等が協議に参加できる仕組みをつくり、住民等の意見を反映していく。
- ③今後、景観形成基準の見直しや特定基準を追加する場合には、地域の意見を反映していく。
- ④景観計画のより一層の実現化に取り組み、関連する多くの制度を活用しながら、地区レベルの景観形成と連携していく。

(3) 景観まちづくりを推進する体制と仕組み

①協議・調整組織

●景観形成審議会

良好な景観の形成のための基本的な事項や重要な事項について調査、審議するため、景観形成審議会を設置します。

●景観協議会

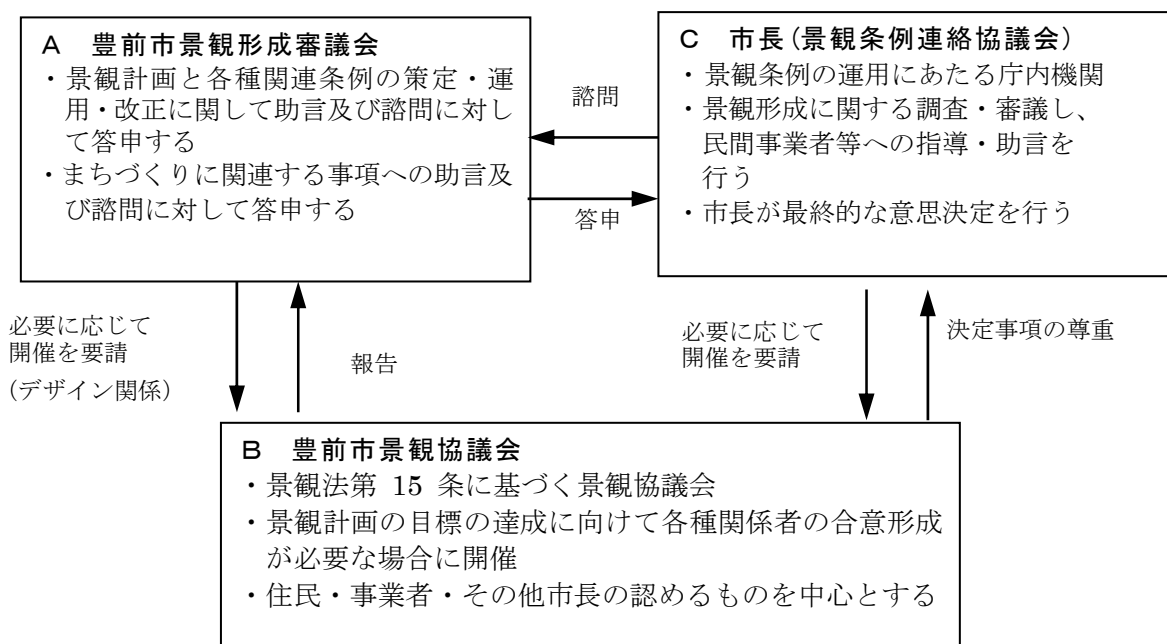
景観計画の目標に向けた課題解決や合意形成などの必要性に応じて、立場の異なる住民・事業者・行政・専門家等が話し合う場として豊前市景観協議会を以下のように設置することとします。

協議会では、豊前市の良好な景観形成のために一体的かつ継続的な協議・調整を行い、協議が整った事項については、その協議の結果に基づき、実施する仕組みを整えていきます。

■豊前市景観協議会（景観法第15条）

事項	説明
目的・位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりについて、住民・事業者・行政・専門家等による総合的な視点からの話し合いを行う場であり、課題解決の方向付けや合意形成を図る機関である。 ・景観法第15条に基づく景観協議会として豊前市長により設置される。
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、景観重要公共施設管理者、次項に示す景観整備機構、その他市長の認めるものを中心とする。 ・構成員は、協議会の決定事項を尊重しなければならない。
下部組織	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりに関連して、より具体的・各論的な議題が生じた場合などは、必要に応じて下部組織を設置することができる。
開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ随時開催する。また市長及び豊前市景観形成審議会の要請においても開催することができる。

■景観まちづくりの体制



②活動支援・推進組織

●景観整備機構（景観法第92条第1項）

良好な景観の形成を進めるにあたり、地域住民の利害関係の調整や、石積みの技術伝承など良好な景観の形成に取り組む住民を支援するために必要な土地取得などの事業の実施を積極的に行う主体がいることが望ましいといえます。

このような役割を担うことができると認められる主体として、NPO法人や建築士会をはじめとした公益法人などから選定し、景観法に基づく景観整備機構として指定します。

指定を受けた団体は、以下のような事業を行うものとしますが、事業実施にあたっては、景観農業振興地域整備計画等で定める事業実施の助成等を受けられるものとします。

【事業概要】

- ・景観重要建造物・樹木の管理、空き家の活用や維持管理に関する援助
- ・伝統的な建築様式の普及、地場産材の活用
- ・景観に関する調査・研究、情報提供、相談対応、専門家の派遣
- ・棚田、耕作放棄地、荒廃森林、管理されていない果樹園・竹林等の活用（権利取得）、再生、維持管理に関する支援
- ・地域資源の発掘・発見、情報の収集・発信や、イベントの開催等の交流事業の実施
- ・その他、良好な景観の形成を推進するために必要な業務

●専門家の参加

景観、歴史、自然環境などについて、研究者や専門家の参加が必要となることが考えられます。このため、専門家が景観まちづくりに参加しやすくするための仕組みの整備を行います。

豊前市景観形成審議会等において専門家の参加を位置づけるとともに、将来的には「景観アドバイザー」をおき、良好な景観形成のための助言を行うことを検討します。

●景観オンブズマンの組織化

良好な景観を形成するため、景観法及び豊前市景観条例の規制によるだけでなく、現状の景観についても住民自らが地域のパトロールを行い、必要に応じて改善要請を行える「景観オンブズマン」の組織化を促します。

③行政の推進体制づくり

●景観行政の一元化

協働による良好な景観の形成を推進するため、景観まちづくりの基本的窓口を「まちづくり課」に一本化し、届出行為の審査などを適確に行うとともに、「まちづくり課」を通じて庁内各課との連絡調整や市民等への情報発信、啓発を行い、総合的に景観まちづくりを進める体制づくりを進めます。

国、県の関係機関等についても、基本窓口を設けるよう要請し、それぞれが連携して施策推進します

●関係行政機関との連携

良好な景観形成の推進について、国や県、近隣の市町などとの連携により、総合的な施策を適切に実施することに努めます。相互に情報交換を行い、役割分担を図りながら、先導的な景観形成を推進します。

④景観法の仕組みの活用

●景観資源の登録

良好な景観として保存・活用すべき景観資源を、文化財等のような重要性が認知されているものだけでなく、伝承・伝聞や地域の人々に好まれる景観、地域の記憶が宿る景観、地域の景観形成の規範となる景観などをリストアップしていくことが大切です。

また、リストアップした景観資源の中から登録制度により、景観資源を選定登録し、登録した景観資源に対する維持管理や保全方策、支援等を定めていくことも検討します。

●景観協定 (景観法第 81 条第 2 項)

景観は多種多様な要素から構成されており、建築物や工作物などに加え、建築物等の色彩や敷地の植栽、駐車場の取り方、路上施設、ショーウインドウの管理、店舗看板のデザイン、空き地の整備等ハード・ソフトの両面において多岐にわたります。

そのため、地域住民が自ら景観形成基準よりもさらにきめ細かな取り決めを行うことは景観形成上必要かつ有効です。このような取り決めは、景観法に基づく景観協定として締結することが可能であり、取り決めるべき項目は下表のとおりとなっています。

なお、景観協定の締結にあたっては、所有者及び地権者の全員の合意のもと、豊前市長の認可を受けなければなりません（参考：景観法第 81 条第 4 項）が、社会的に悪影響がなく、なおかつ景観形成基本方針の内容に適っていると認められるものについては、認可をする方針とします。

■景観協定に定める内容

景観協定に定めるべき内容	<ul style="list-style-type: none">一 景観協定の目的となる土地の区域二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの<ul style="list-style-type: none">イ 建築物の形態意匠に関する基準ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途または建築設備に関する基準ハ 工作物の位置、規模、構造、用途または形態意匠に関する基準ニ 樹林地、草地等の保全または緑化に関する事項ホ 屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準ヘ 農用地の保全または利用に関する事項ト その他良好な景観の形成に関する事項三 景観協定の有効期間四 景観協定に違反した場合の措置
--------------	---